

令和 7 年 8 月 26 日

岐南町長 後藤 友紀 様

岐南町上下水道事業経営審議会

委員長 如孫 義人

水道料金、下水道使用料のあり方について(答申)

令和7年4月30日付け岐南第118号により本委員会に諮問のありました岐南町上下水道事業における水道料金、下水道使用料のあり方について、慎重に審議を重ねた結果、本委員会の意見をまとめましたので次のとおり答申します。

なお、今後の事業運営に当たって留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

## はじめに

上下水道事業は、町民生活や企業の経済活動にとって欠くことのできない社会基盤であり、将来にわたり健全な経営を持続し、町民に安心安全な水と快適な生活環境を提供するものでなければなりません。

岐南町上下水道事業を取り巻く環境は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設等の老朽化への対応に加え、頻発、激甚化する自然災害への備えなど多くの課題が山積しています。このような経営環境の変化や課題に対応するべく、岐南町の上下水道事業においては令和6年度に「岐南町上下水道事業経営戦略」の改定を行い、これまで以上に中長期的な視点に立った計画的、効率的な事業運営を行っていくことが掲げられました。

これらのことを踏まえて、令和7年4月30日に岐南町長から諮問を受け、本委員会では、上下水道事業が健全な経営を持続していくための施策について、複数の試算ケースを比較考量しながら4回にわたり慎重な審議を行いました。

また、審議内容の詳細については別途添付する報告書をご参照ください。

## 1. 上下水道事業の経営の現状と課題

今後、人口減少により水需要は減少し続けると予測され、それに伴い水道事業の料金収入及び下水道事業の使用料収入の減少が見込まれています。さらに、近年の物価高騰等に伴う建設工事費の増加等の事業運営に与える影響が懸念されます。

高度成長期に整備した施設等の更新時期の到来により、老朽化した施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、現行の料金・使用料水準を前提とした財政予測では、財源不足により計画的な建設改良工事の実施が困難となる見込みです。

また、地方公営企業法により独立採算制が強く求められる中、下水道事業では不足する収入を一般会計から繰り入れているのが現状です。

課題としては、水道事業、下水道事業ともに老朽化、耐震化に備えた改良工事を行うための財源の確保、さらに、下水道事業は一般会計の繰り入れに代わる収入不足解消が必要と認識し、これらの対策として水道料金の改定及び下水道使用料の改定について審議を行いました。

## 2. 水道料金及び下水道使用料の改定について

### (1) 水道料金

災害に備えるため基幹管路の耐震化を進めていますが、残り約40%の管路の耐震化が必要であり、また、水道施設の安定した稼働を維持するため、老朽化した水源地の機械・電気計装設備の更新、配水管の更新、強靱な施設の構築として耐震化を含めた東水源地、上水道水源地の全面更新が必要となります。これらの整

備を行うためには、令和17年度までの当面10年間では、年間1億5千万円前後の事業費が必要となります。

人口減少や物価高騰など事業の経営環境の変化を踏まえた将来の収支見通しでは、今後10年間必要な建設改良工事を進めつつ、将来においても安定的な事業運営を行うための基準として設定した指標（経常収支比率100%以上、料金回収率100%以上、資金残高3億円程度の確保）を満たすには、水道料金収入を19%引き上げなければなりません。また、令和18年度以降に計画している東水源地、上水道水源地の建設改良工事に伴い赤字に転じるため、次回の料金改定時期、改定率についてさらに検討が必要となります。

本委員会としては、今後の水道事業の安定した経営のために、次のとおり審議を行いました。

#### ① 基本料金

現在の基本料金は、単純均一性に設定されています。一般家庭で使用される口径φ13、φ20の使用料金は全体の約75%を占めており、また、使用水量においても口径φ13、φ20の使用水量は全体の約75%を占めていることから、改定においても公平な料金負担の観点より、単純均一性の設定のままとすることが適していると判断しました。また、水道事業に係る費用の大部分は、水道使用の有無に関わらず発生する固定費であるため基本料金の割合を高めていくことが安定した経営につながると考えました。

#### ② 従量料金

現在の従量料金は単純均一性に設定されています。2ヶ月当たりの平均使用層（11m<sup>3</sup>～60m<sup>3</sup>までの使用）は全体の約63%を占めており、その内、一般家庭で使用される口径φ13、φ20では約65%を占めています。逓増制に変更した場合、2ヶ月当たり60m<sup>3</sup>以上の多量使用層の負担が増加し、逓減制に変更した場合、2ヶ月当たり10m<sup>3</sup>以下の少量使用層の負担が増加するため、基本料金と同様に、改定においても公平な料金負担の観点より、単純均一性の設定のままとすることが適していると判断しました。

#### ③ 水道メーター使用料

現在のメーター使用料は口径別に設定されています。近年の物価高騰や人件費の上昇により水道メーターを取替える費用も増加していることより、原価を踏まえた適正価格への見直しを行いました。

## (2) 下水道使用料

下水道事業では令和 16 年までに普及率 99.8%を目指した下水道本管整備や、重要度の高いマンホール本体の耐震化、老朽化したマンホールポンプ場の改築が予定されています。

これらの事業を行うためには、令和 16 年度までの当面 9 年間に、年間 2 億円程度の事業費が必要となります。

人口減少や物価高騰など事業の経営環境の変化を踏まえた将来の収支見通しでは、今後 10 年間必要な建設改良工事を進めつつ、将来においても安定的な事業運営を行うための基準として設定した指標（経費回収率 100%程度、収益的収支における繰入金の解消）を満たすには、下水道使用料収入を 60%引き上げなければなりません。

また、木曾川右岸流域下水道事業の維持管理負担金単価の見直しも想定されることから次回の使用料改定時期、改定率についてさらに検討が必要になります。

本委員会としては、今後の下水道事業の安定した経営のために、次のとおり審議を行いました。

### ① 基本使用料

基本使用料に含まれる基本水量は、従量使用料単価の検討と併せて基本水量の廃止案についても検討しましたが、現行の使用料体系よりも使用料収入に対する基本使用料の割合が小さくなることから従来どおり 1 ヶ月あたり 10 m<sup>3</sup>とします。

また、下水道事業に係る費用の大部分は、下水道使用の有無に関わらず発生する固定費であるため基本使用料の割合を高めていくことが安定した経営につながると考えました。

### ② 従量使用料

従量使用料は、一般家庭の利用者が大半を占めていること、全国的にも近隣市町的にも累進使用料制を採用していることを踏まえて、使用料体系は従来どおり累進使用料制とします。

従量使用料単価については、使用料割合で全体の約 19%を占めている多量使用層への負担増加を検討しましたが、調定件数割合では全体の約 0.3%と少なく、そこに依存することは経営的にリスクとなることから、現行の使用料体系から一律の改定倍率で設定することが適していると判断しました。

また、従量区分については、平成 3 年の供用開始から使用料の見直しを一度もしていないことから、使用料体系の大きな変化は町民の理解を得にくいと考え、従量区分は現行体系の継続し、次回以降の改定時に必要に応じた検討を行うものとししました。

③ 井戸メーター使用料

現在のメーター使用料は一律で設定されています。近年の物価高騰や人件費の上昇により井戸メーターを取替える費用も増加していることより、原価を踏まえた適正価格への見直しを行いました。

### 3. 改定内容、改定時期について

これらの水道料金及び下水道使用料の改定について、本委員会で慎重に審議を重ね、今回の改定内容については使用者の納得感と、今後の事業運営にあたっての課題をご理解いただいたうえで、水道料金及び下水道使用料の改定案を提案しました。

以上のことを踏まえ、本委員会で作成した料金表と改定時期は以下のとおりです。

水道料金

(1ヶ月当たり・税抜)

口径	メーター 使用料	基本料金 (使用水量 10 m <sup>3</sup> まで)	従量料金 (使用水量 10 m <sup>3</sup> を超える分 1 m <sup>3</sup> につき)
13 mm	100 円	800 円	100 円
20 mm	150 円		
25 mm	200 円		
40 mm	350 円		
50 mm	1,250 円		
75 mm	1,850 円		
100 mm	2,200 円		

下水道使用料

(1ヶ月当たり・税抜)

井戸メーター 使用料	基本使用料 (排除量 10 m <sup>3</sup> まで)	従量使用料	
		11 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup>	501 m <sup>3</sup> 以上
300 円	1,300 円	150 円	170 円

改定時期 令和8年4月以降の使用分から適用することが適切です。

## おわりに

上下水道事業は、人口減少等により厳しい経営環境となっている中においても、将来にわたり安心安全なサービスを提供できるものでなければなりません。

このため、本委員会において水道料金及び下水道使用料の改定について慎重に審議を行いました。その結果、現行の水道料金及び下水道使用料では運営費用や投資費用を賄えるだけの水準に達しておらず、水道料金及び下水道使用料の引上げが必要不可欠であると判断しました。

なお、水道料金及び下水道使用料の引上げにあたっては、町民生活に与える影響を最大限に考慮し、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明に努められたい。さらに、日頃から上下水道事業に対する理解が深まるような情報発信に努められたい。

また、水道料金及び下水道使用料については、今後も見直しが必要という状況にあるため、経営状況を注視し適切な時期に検討を実施されたい。

最後に、本委員会で作された委員の意見や要望等を尊重するとともに、引き続き経営の効率化・健全化に取り組まれることを要望します。

## 附帯意見

### (1) 町民の上下水道事業への理解度の向上

5年又は10年といった定期的な経営審議会を実施し、町民の上下水道事業の運営について理解度の向上を図り、将来世代に負担を先送りしないよう、経営状況や経済情勢を考慮して水道料金及び下水道使用料について、今後も見直しを行うこと。

### (2) 水道料金及び下水道使用料における基本料金（基本使用料）の割合について

経営の安定化を図るため、固定的に必要な経費を回収する基本料金（基本使用料）の割合を増やしていくことが重要となるため、今後の審議とすること。

### (3) 総合的な都市経営の在り方検討について

岐南町は、恵まれた道路交通ネットワークを有していることから、その資質を活かして居住機能以外の都市機能の増進を図る事が望ましい。産業機能等の増進を図る事で税源を涵養するとともに、上下水道需要の創出に繋がるよう、総合的な都市経営の在り方を検討する事が望ましい。

岐南町上下水道事業経営審議会 審議経過

日程		検討事項
第1回	令和7年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 上下水道事業経営戦略について</li> <li>・ 審議会スケジュール</li> </ul>
第2回	令和7年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の改定（案）について</li> </ul>
第3回	令和7年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金の改定（案）追加資料の説明</li> <li>・ 下水道使用料の改定（案）について</li> </ul>
第4回	令和7年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料の改定（案）追加資料の説明</li> <li>・ 料金改定の適用時期について</li> <li>・ 水道料金の改定案選定</li> <li>・ 下水道使用料の改定案選定</li> <li>・ 答申</li> </ul>

## 岐南町上下水道事業経営審議会 委員名簿

委員長	名古屋都市センター特任アドバイザー 岐阜大学客員教授	加藤 義人
副委員長	岐阜協立大学副学長 経営学部教授	石坂 信一郎
委員	名古屋市立大学 データサイエンス学部准教授	原田 峻平
委員	税理士	河田 孝広
委員	岐南町商工会女性部会	藤井 智子
委員	岐南町民生児童委員	番 直美
委員	岐南町消防団女性分団	今井 喬子

(計 7 名 敬称略)